

国土交通大臣と建設業団体の意見交換会 説明資料

令和4年9月7日
不動産・建設経済局

1. 令和5年度概算要求

1-1. 令和5年度予算概算要求のポイント

1. 国費総額

(1) 一般会計 **6兆9,280億円(1.18倍)**

公共事業関係費

6兆2,443億円(1.19倍)

○一般公共事業費

6兆1,874億円(1.19倍)

○災害復旧等

569億円(1.00倍)

非公共事業

6,837億円(1.13倍)

○その他施設費

426億円(0.99倍)

○行政経費

6,411億円(1.15倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 **401億円(1.06倍)**

2. 財政投融资 **2兆6,153億円(1.57倍)**

(参考)財投機関債総額 2兆5,637億円(0.92倍)

※上記のほか、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討。

- ①防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、②現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施に必要な経費、
- ③新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた地域公共交通への支援・地域交通ネットワーク再構築等に向けた支援、ポストコロナを見据えた観光立国の復活等に必要な経費
- ④整備新幹線の整備に追加的に必要な経費、⑤一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しの更なる増額分、
- ⑥新たな「国家安全保障戦略」に係る海上保安体制の強化等に必要な経費

1-2. 公共事業の執行状況(国土交通省関係)

○ 国土交通省の公共事業予算は、順調に執行されており、その契約率は令和4年度の当初予算の6月末時点での契約率は61.9%となっている。

<6月末時点の執行状況(一般会計、特別会計及び独法等)>

【当初予算(前年度からの繰越含む)】

(単位:兆円、%)

区分	予算現額	契約額計	率
令和4年度	10.0	6.2	61.9
令和3年度	11.3	6.8	60.2
令和2年度	12.1	6.9	56.7
過去5年平均 (平成29~令和3)			58.3

【補正予算】

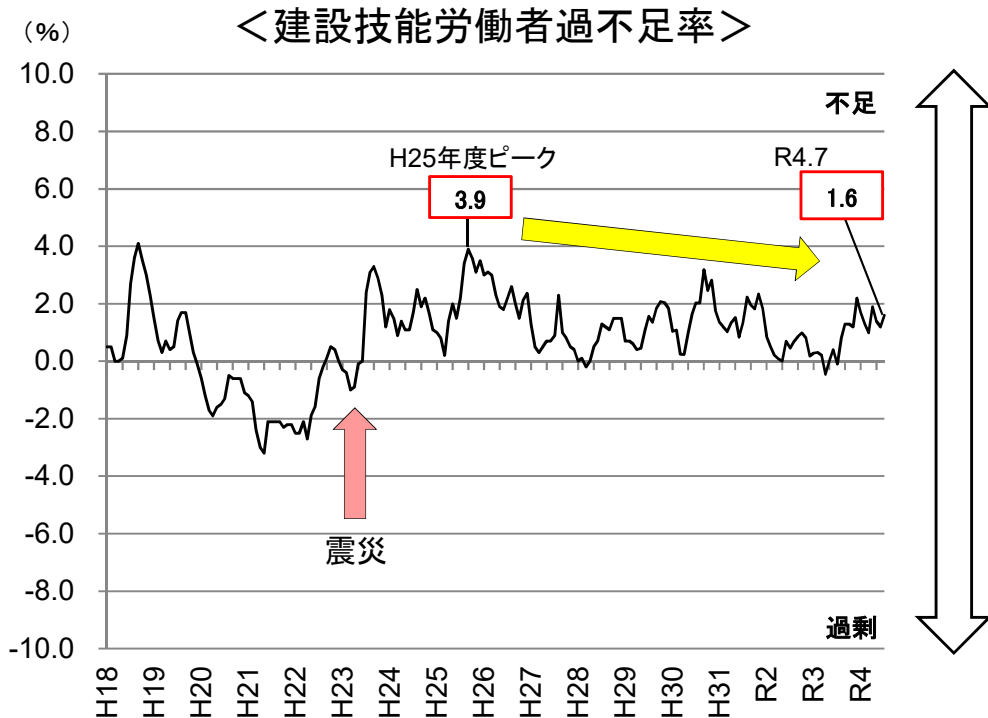
(単位:兆円、%)

区分	予算現額	契約額計	率
令和3年度	1.5	0.9	68.4
令和2年度 (第3号)	2.0	1.3	66.8
令和元年度	1.4	0.8	60.9
平成30年度 (第2号)	0.8	0.5	58.4

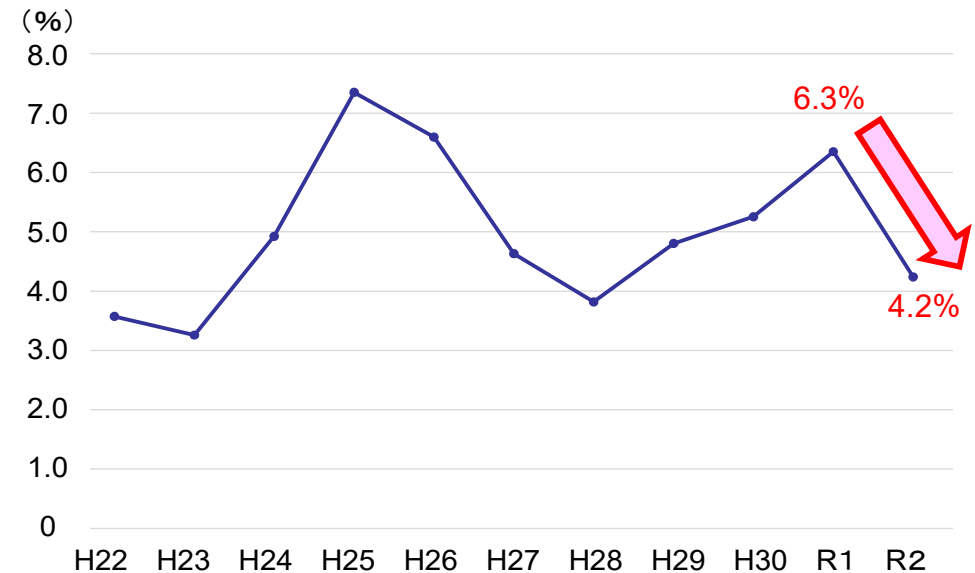
※前年度からの繰越額には、補正予算の繰越額も含んでいる。

1-3. 建設業者の施工余力

- 建設技能労働者の過不足率は、総じて落ち着いてきている。
(ピーク時(H25年度)3.9%→直近(R4年7月)1.6%)
- ICT施工の増加や施工時期の平準化等により**施工効率が向上**。
- ⇒ 建設現場での**施工余力に問題はない**。
公共投資の安定的・持続的な確保が、建設業における安定した雇用・就業環境の形成につながるため、**公共投資予算の確保が重要**。



＜不調・不落発生率(国土交通省直轄工事)の推移＞



※各年度の集計値については、例年、翌年度の1月頃に公表。

(出所)国土交通省「建設労働需給調査」

※対象は型枠工(土木)、型枠工(建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木)、鉄筋工(建築)の6職種

※建設業許可を受けた法人企業(資本金300万円以上)のうち、調査対象職種の労働者を直用する全国1,704社の回答を基に計算

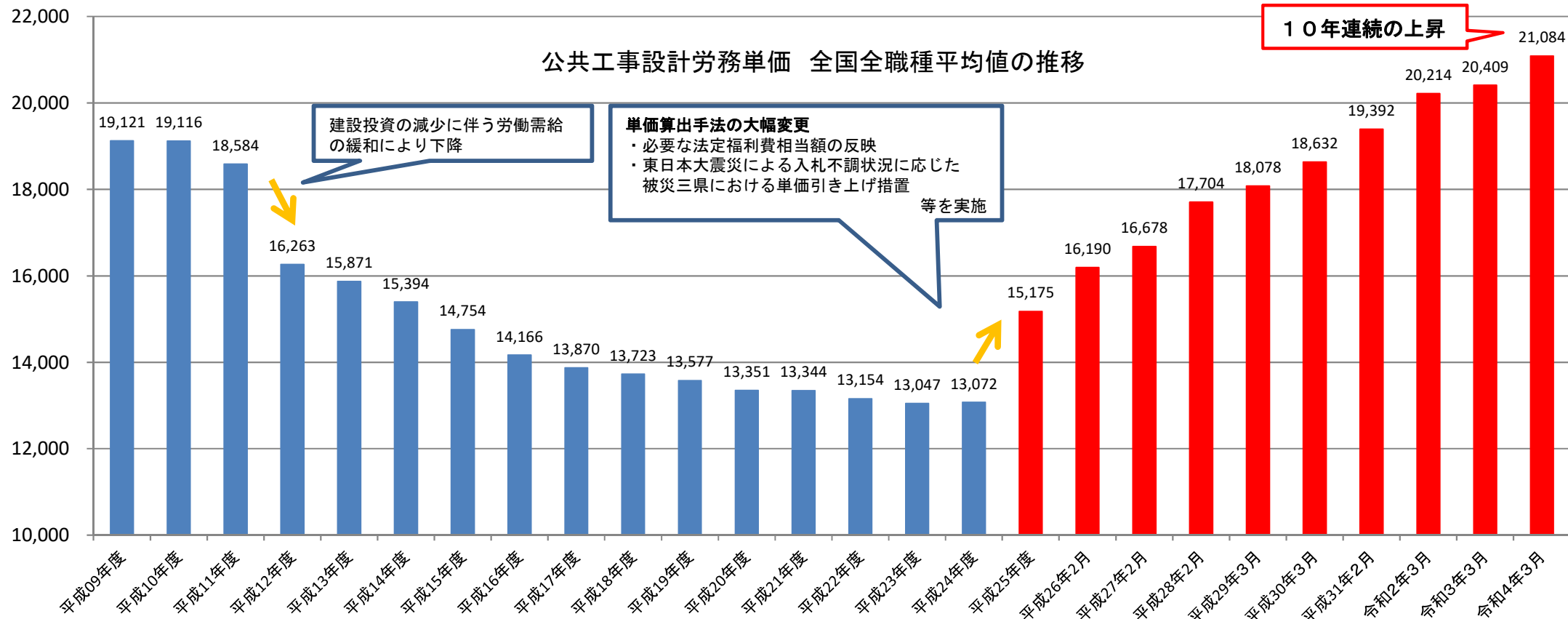
※過不足率 = $\frac{((2)-(3))}{((1)+(2))} \times 100$

(手持ち現場において①確保している労働者数、②確保しなかったが出来なかった労働者数、③確保したが過剰となった労働者数)

2. 建設業の賃金引上げに向けた取組

2-1. 令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+57.6%
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+57.4%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

2-2. 技能労働者の適正な賃金水準の確保

開催概要（前回の意見交換会）

日 時：令和4年2月28日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進、建設キャリアアップシステムの普及促進等

- 建設業の賃金引上げに向けては、官民協働した取組が不可欠であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることを申合せ。
- 建設業の担い手確保に向けて、工期の適正化や施工時期の平準化、インフラ分野のDX推進等による働き方改革等の推進や、ダンピング対策の徹底等について議論。
- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の更なる普及促進及びこれを用いた処遇改善等について議論。技能レベルに応じた手当の支給について、取組の水平展開を大臣から要請。



2-3. 適正な賃金水準の確保に向けた業界団体の動き

日本建設業連合会(令和4年3月23日理事会決定・会長名通知)

○「技能労働者の賃金水準の引上げについて」

1. 概ね3%の賃金上昇を目指す趣旨に適う下請契約の締結

日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言(2018年9月18日決定)」の2022年度の運用について、**一次下請への見積り依頼に際して、概ね3%の賃金上昇の趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする**こと。

(参考)労務費見積り尊重宣言

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んでいる法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に適う適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

全国中小建設業協会(令和4年3月18日理事会決議)

○働き方改革宣言～選ばれる建設業を目指して～

若者の入職を増やすためには、賃金の引き上げが重要である。

“令和4年度 スローガン”の「9 働き方改革の具体的取組の推進・生産性の向上」を掲げているところであり、働き方改革の具体的な取組として、**「現在の公共投資における社会的背景を好循環と捉え、今年度は概ね3パーセントの賃金アップを目指し、可能な取り組みを行うこととする。」**

の取組を宣言する。

今後、会員団体傘下の会員に対して、実効ある取り組みを推奨し、賃金の引き上げを推進する。

全国建設業協会(令和4年3月15日理事会説明・4月1日会長名通知)

○令和4年度事業計画

2. 処遇改善と働き方改革

① 建設技能者等の賃上げへの取組

全建では、昨年3月の国土交通省と建設業4団体との意見交換会における申し合わせに基づき、昨年度は設計労務単価のアップ分(1.2%)を上回る概ね2%以上の建設技能者の賃金引上げを目標に取り組んできた。その結果、令和4年2月の設計労務単価改定は全国平均2.5%(主要12職種3%)のアップとなった。これを受け、**引き続き賃上げ、設計労務単価の上昇、適正利潤の確保、更なる賃上げの好循環を続けるため、本年2月の同意見交換会で申し合わせた概ね3%の賃上げを目指し、会員企業の建設技能者の賃上げ、下請契約での反映等の取組を進める。**

建設産業専門団体連合会(令和4年6月16日総会説明)

○安定した下請金額の確保方策等について

①国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(令和4年2月28日)において、概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることを申し合わせたこと

② ①について各団体会員にも周知いただきたいこと

③ **賃金上昇に向け、各経営者に可能な決断と努力をお願いすること**

④ 下請系専門工事業としては、入る原資が安定しないと困難であるため、**建設産業専門団体連合会として、安定した下請金額の確保方策等を検討していくこと**を総会連絡事項として会員に説明し、理解を求めた。

- 公共工事の受注者による適正利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、総務省と連名で
 - ① 安定的・持続的な公共投資の確保とともに、② 適正な予定価格の設定や、③ ダンピング対策の更なる徹底 等を要請
- 都道府県に加え、都道府県公契連等を通じて市町村に対しても、直接働きかけを実施し、フォローアップ

『技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための適正な入札及び契約の実施について』(令和3年6月15日付け、総行第201号・国不入企第15号)

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底

工事の品質確保、担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 見積り活用時の妥当性確認の徹底 (不当な乗率の設定取り止め)
- 積算内訳(工事設計書)の適時公表
- 設計変更ガイドラインの公表、適正履行 (特記仕様書への記載等)
- 歩切りの根絶徹底

ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化

《特に強化すべき取組》

- 公契連モデルを大きく下回る団体等を『見える化』し、個別に働きかけ
- 低入札調査の排除実施状況に応じて、個別に改善を働きかけ
- 低入札価格を下回る受注における履行確保措置※の徹底

※①「監督・検査の強化」、②「技術員の増員」、③「下請業者への公正・透明(クリア)な支払の確認」、④「契約保証額の引上げ等」、⑤「工事請負契約に係る指名停止措置の強化」(かきくけこ)を推進

斉藤大臣・建設業団体トップで合意された「概ね3%の賃金上昇の実現」を目指して、昨年要請した取組について、本年も引き続き都道府県公契連等を通じて直接働きかけを実施し、フォローアップ

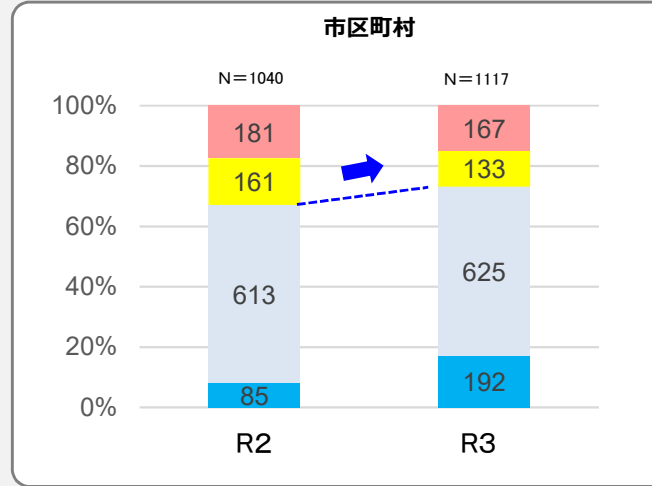
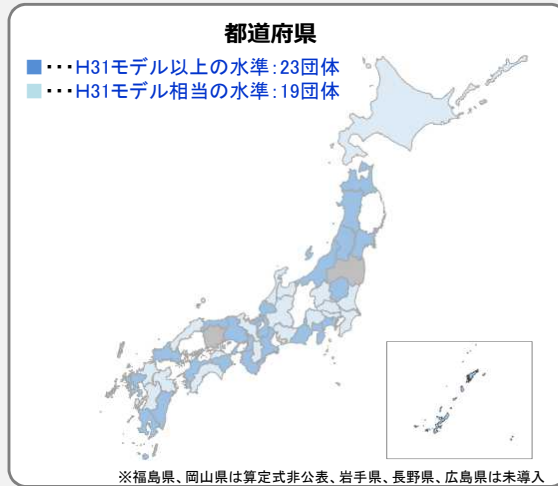
2-5. [ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

- 都道府県は、**全団体※で平成31年中央公契連モデル相当(以上)の水準で運用**
- 市区町村は、約95%の団体で最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を活用。(いずれの制度も未導入は81団体)
- 算定式の**設定水準は大きく改善**

※算定式公表団体について

■・・・H31年公契連モデル以上の水準 ■・・・H31年公契連モデル相当の水準 ■・・・H29年公契連モデル相当の水準 ■・・・H29年公契連モデル以前の水準

最低制限価格算定式の設定水準



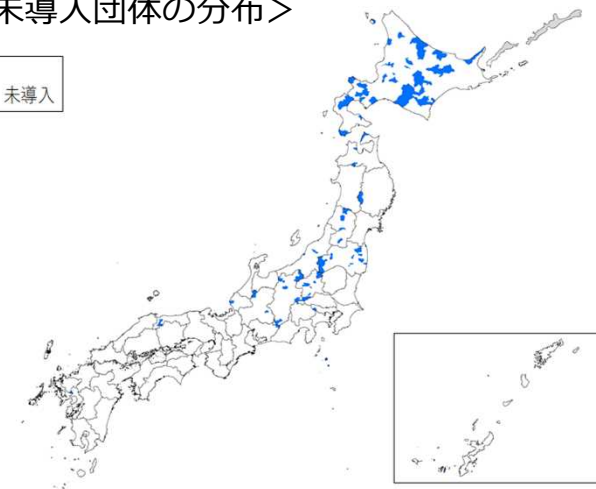
いずれの制度も未導入の団体

<未導入団体の推移>

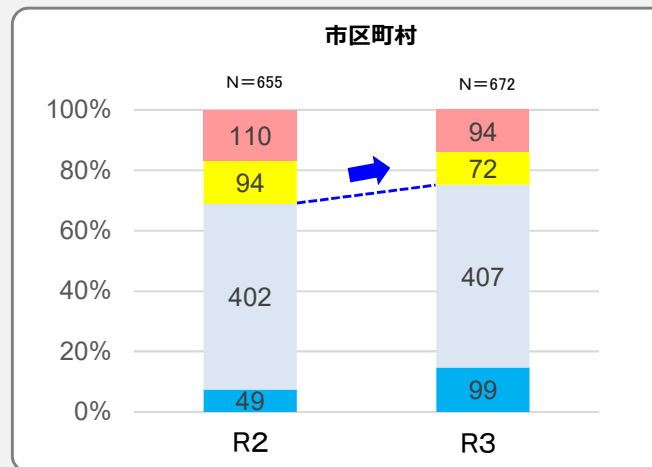
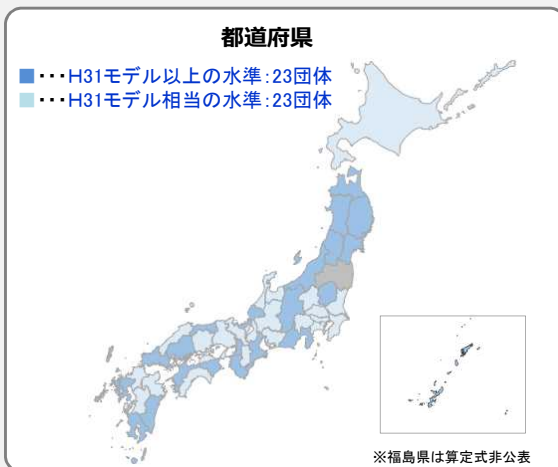


<未導入団体の分布>

凡例
■ 未導入



調査基準価格算定式の設定水準



※ 中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計(算定式非公表団体等は集計対象外)

活動趣旨

建設業法令遵守推進本部は、地方整備局等にその組織を設け、平成19年度の創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築 及び 公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業に係る法令遵守に関する各種取組を実施

重点項目

○受発注者間・元請下請間の取引状況について、モニタリング調査を実施

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な請負代金での契約締結が重要であることから、標準見積書の活用や見積りの協議、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）の状況等について、モニタリング調査を実施。

さらに、次の①、②の実態についても確認。

①著しく短い工期の禁止

- ・ 工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類似工事实績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況の把握等を行う。
- ・ また、受発注者間の契約締結状況について確認し、個々の工期の実態を把握のうえ、発注者に対しても必要な注意喚起を行う。

②価格転嫁

- ・ 昨今の資機材の高騰を踏まえた請負契約における請負代金の変更に関する規定の適切な設定・運用状況について確認を行う。
- ・ また、受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても適切な対応の要請や必要な注意喚起を行う。

技能者の登録数

95.1万人が登録

※労働力調査(R3)における建設業技能者数:309万人

事業者の登録数

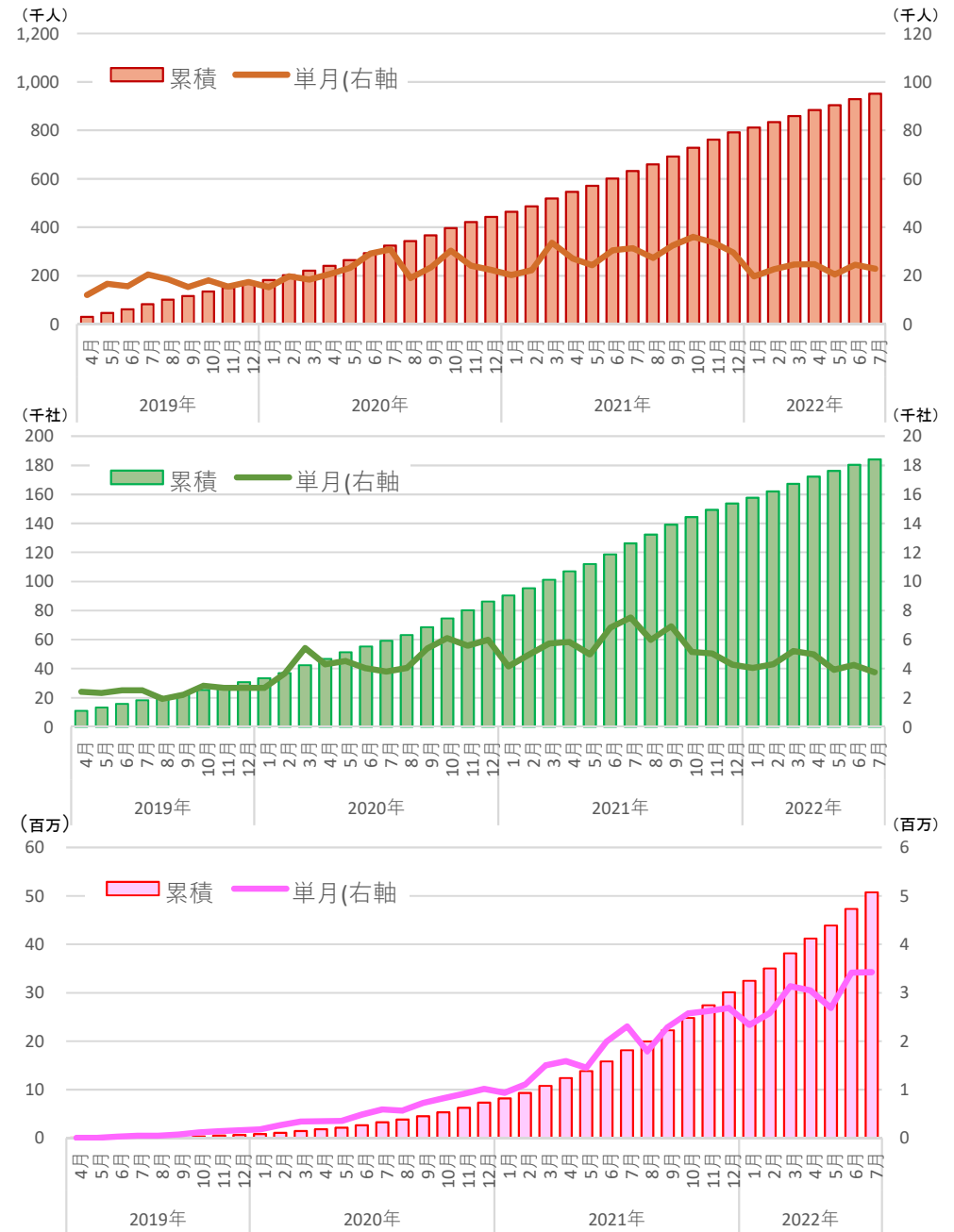
18.4万社が登録

※うち一人親方は5.7万社

就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※7月は過去最高の342.5万履歴を蓄積



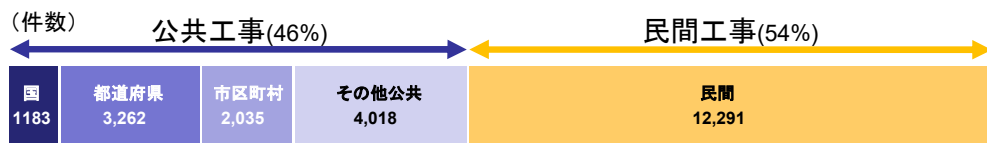
出所: 建設業振興基金データより国土交通省

2-8. 元請によるCCUS現場利用の推進

元請による現場利用等の状況

○元請による現場利用(現場登録)は、公共・民間工事とも広がり。元請ゼネコンの事業者登録も、規模の大きな企業を中心に進展

CCUSが利用された現場数※ (現場登録数、R3年度実績)

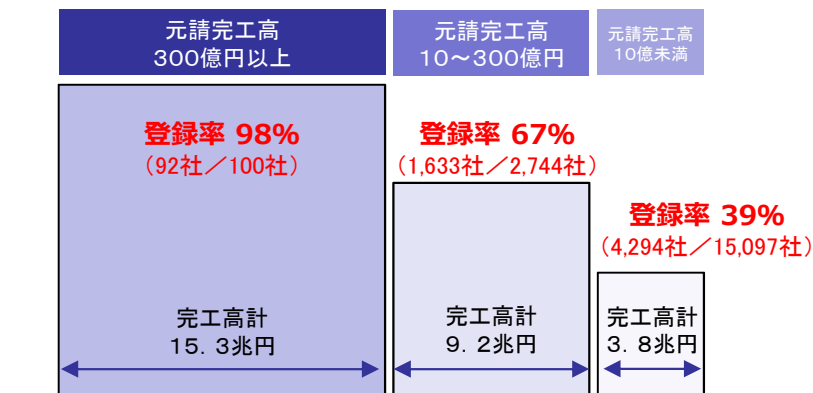


元請の企業規模(完工高)別でみたCCUS利用現場数※ (現場登録数、R3年度実績)



※ ハウスメーカー(民間工事を中心に7,000現場弱の登録実績)は除く。
 ※※団体未加盟事業者・設備工事業者・専門工事業者等

元請総合工事企業※による事業者登録の状況



※元請建設業団体(全建・日建連・全中建)加盟企業。ただし全中建企業は未精査。R4.3末現在

公共工事におけるCCUS現場利用の促進

○元請の現場利用促進のため、国直轄工事をはじめ、都道府県や独法等による公共工事でモデル工事等が拡大

国直轄工事	地方公共団体	独法・特殊会社
<p>【土木工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS義務化・活用推奨モデル工事 (義務化: 全国で64件(R3年度契約)) (活用推奨: 全国で16件(R3年度契約)) ※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について実績に基づき発注者が負担(すべてのモデル工事) ○ 地元業界の理解がある26都府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行 <p>【営繕工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS活用推奨モデル営繕工事 (全国で27件(R3年度契約))※予定を含む <p>【港湾・空港工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS活用モデル工事 (全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 34道府県が企業評価等を導入、他の全ての都県も検討を表明 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・工事評定による加点は18道府県 ・総合評価による加点は18府県 ・カードリーダー等費用補助は11道県 <p>が導入済(重複あり)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政令市は14市で導入 <p>※今夏第2回を実施中のブロック別CCUS連絡会議等を通じ都道府県・政令市・地元業界団体と連携し、導入を推進</p> <p>■ 導入済 ■ 検討中</p>	<p>【UR都市機構】</p> <p>R3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度は20件程度)。</p> <p>【水資源機構】</p> <p>R3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施。</p> <p>【NEXCO西日本】</p> <p>R3年度から義務化モデル工事を実施。</p> <p>【NEXCO東日本】</p> <p>R3年度に義務化モデル工事を1件実施。</p> <p>【鉄建機構】</p> <p>R3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施。</p>

2-9. CCUSの更なる普及に向けた重点的取組

元請による現場利用の促進

(元請によるカードリーダー設置等)

公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施 (WTO工事等)
- ◎ 都道府県では、34道府県が企業評価を導入
政令指定都市は14市が企業評価を導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し(来年1月)、現場利用をさらに促進

建退共制度とのデータ連携による掛金納付の簡略化

- ◎ 元請や1次下請が、CCUSの就業データを建退共の掛金納付と連携できる機能を供用し、事務を簡略化

※ 今夏から、元請や1次下請が直接にCCUSの就業実績データを建退共の掛金納付の申請に活用できるシステムを供用

技術者専任要件の緩和

- ◎ 監理技術者等の現場兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

労務費や処遇改善への展開

労務費調査との連携 (技能者の技能経験に応じた労務費)

- ◎ 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携

※ 令和3年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より約14%高い実態

技能レベルを反映した手当で支給の普及

- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を水平展開 (現在、20社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。)

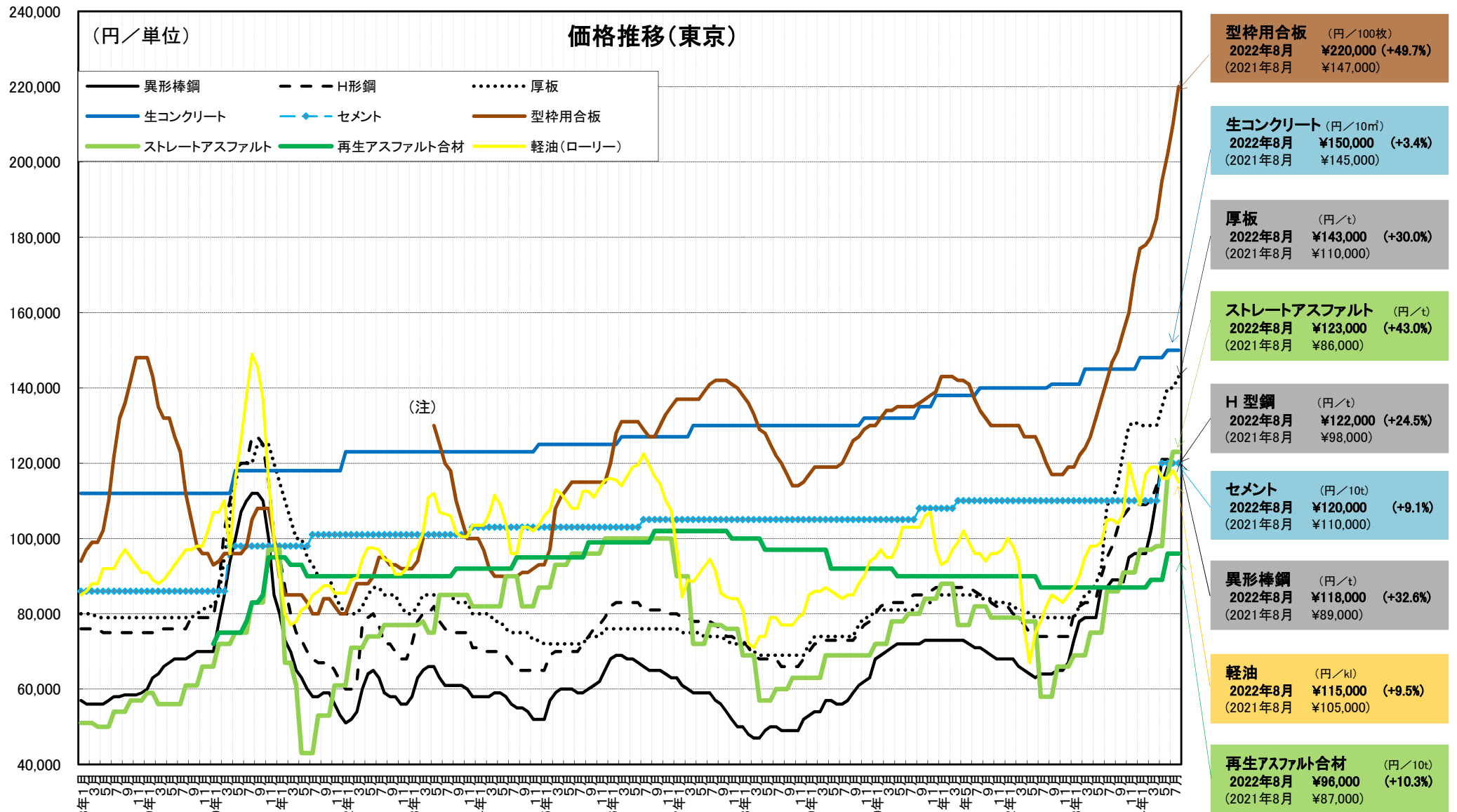
公共発注者による週休2日工事での活用

- ◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、週休2日工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用 (公共発注者による閲覧機能を内製化) ※令和4年秋から供用予定

3. 建設資材の価格高騰

3-1. 主要建設資材の価格推移

○昨年来より原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰している。
 ○足元では、多くの資材で価格転嫁の交渉が行われており、状況を継続して注視。



(注)東日本大震災のため、型枠用合板2011年4月のデータ無

3-2. 適切な価格転嫁に向けた発注者等への周知徹底について

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

(令和4年4月26日国不建第52号～第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

- ◇ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用**や**必要な契約変更の実施**について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている**請負代金や工期の変更に関する規定(スライド条項等)**を**適切に設定**すること

契約締結後

それらの規定を**適切に運用**すること

受注者や下請から**協議の申出があった場合は適切に応じる**こと等により、状況に応じた**必要な契約変更を実施**するなど、適切な対応を図ること

- ◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること
- ・ **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

公共
発注者

- ・ **資材単価の改定を月ごとなど適時に行う**こと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等**の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

民間
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

- ◇ 価格転嫁に関する相談等を「**建設業フォローアップ相談ダイヤル**」にて受け付けている旨周知

「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

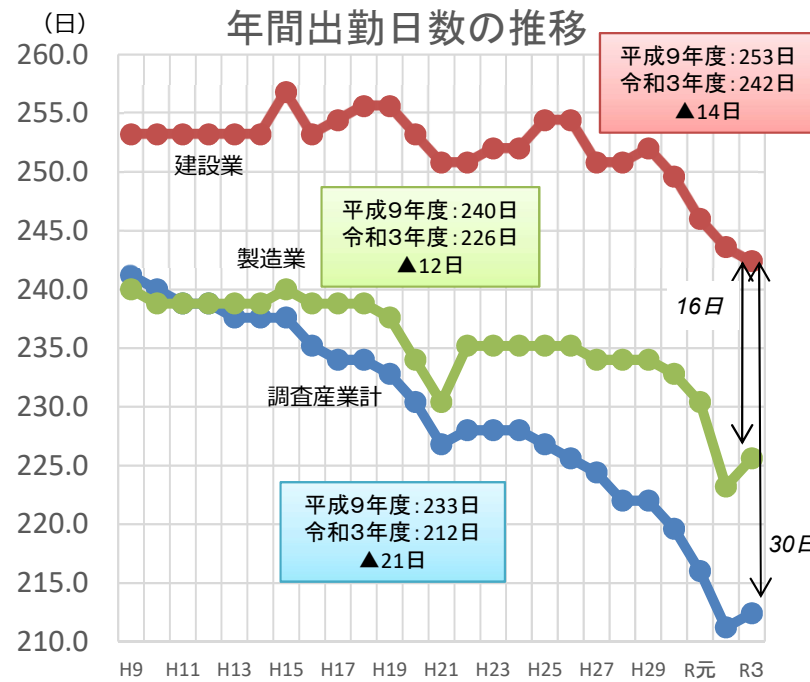
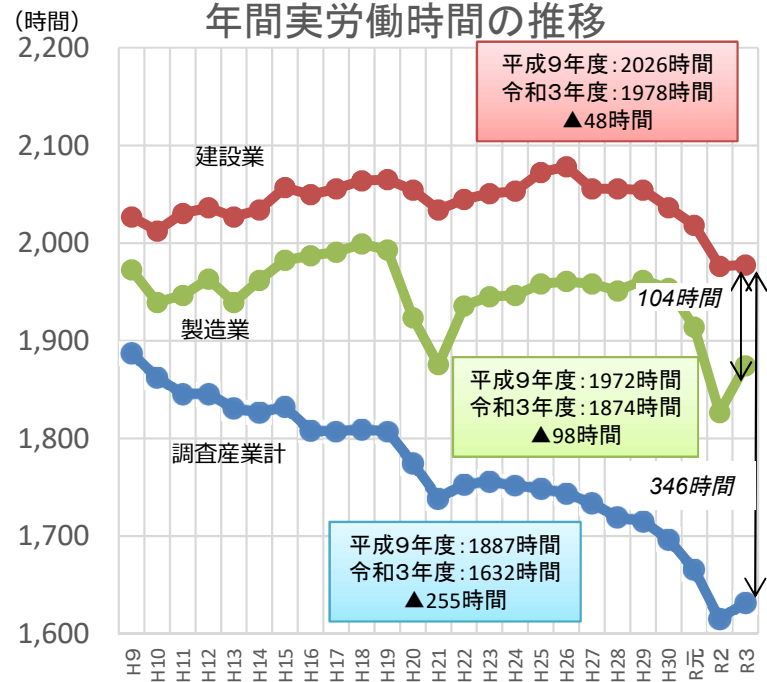
(令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、**経産省**製造産業局長・**国交省**不動産・建設経済局長 → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者)
(**両省の連携により発出**)

- ◇ アスファルト合材の取引に係る事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定**するなど、適切な対応を図ることを働きかけ
- ◇ **公共・民間発注者**に対しても、同様に、**適正な請負代金の設定**や**必要な契約変更の実施**について要請

➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進

4. 働き方改革等の推進

4-1. 建設産業における働き方の現状



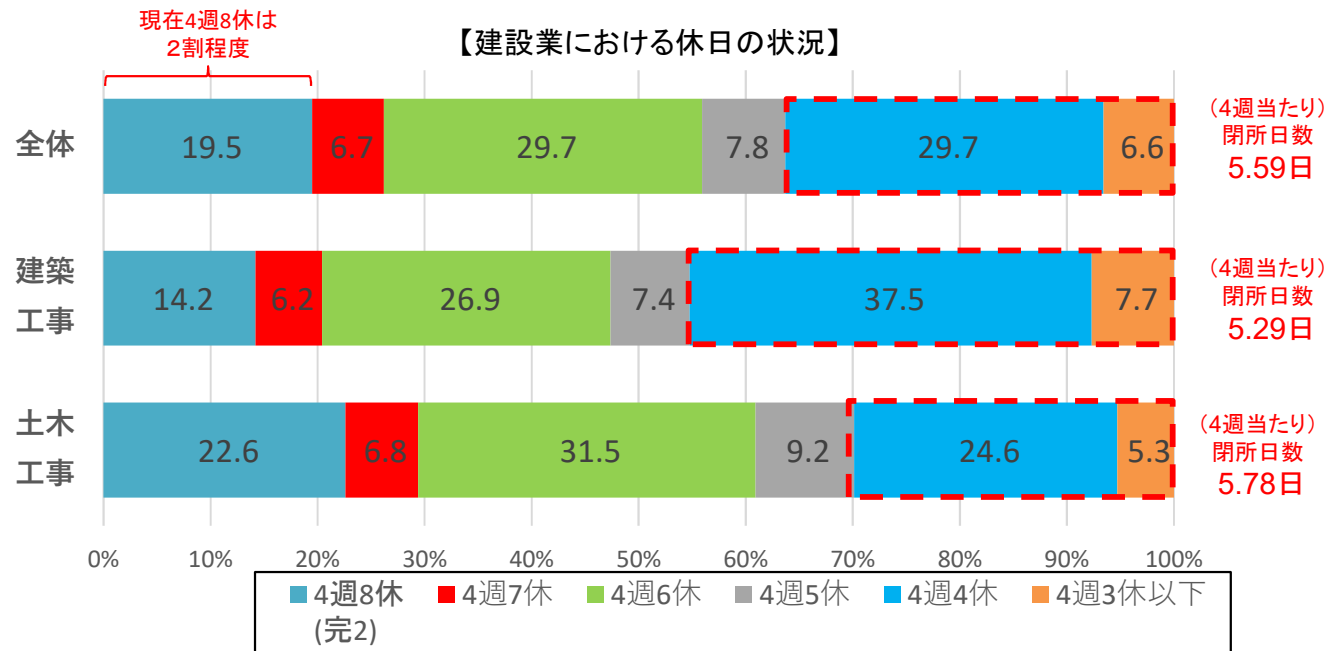
○ 年間の総実労働時間については、全産業と比べて340時間以上(約2割)長い。また、20年程前と比べて、全産業では約255時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

○ 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。

※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

出典：日建協「2020時短アンケート」を基に作成



4-2. 適正な工期設定

- 新・担い手三法成立を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- 民間工事についても、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、関係省庁等を通じて働きかけを実施。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

公共工事での取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。
国交省直轄工事では令和3年度以降は**原則全ての工事を「週休2日対象工事」**として公告。
- 地方公共団体に対し、適正な工期の設定に努めることや、週休2日の確保等を考慮するとともに、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**（R4年4月公表）。

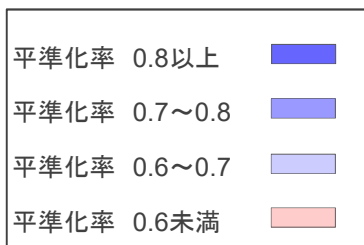
民間工事での取組

- 「工期に関する基準」が作成された後、関係省庁等を通じて、**民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対して周知**を実施。
- 上記に加えて、様々な機会を通じて、週休2日の確保について働きかけを実施。
- さらに、令和3年度、**民間工事での週休2日の確保状況等についての実態調査**を実施。好事例集の作成等を通じて、周知・啓発を実施中。

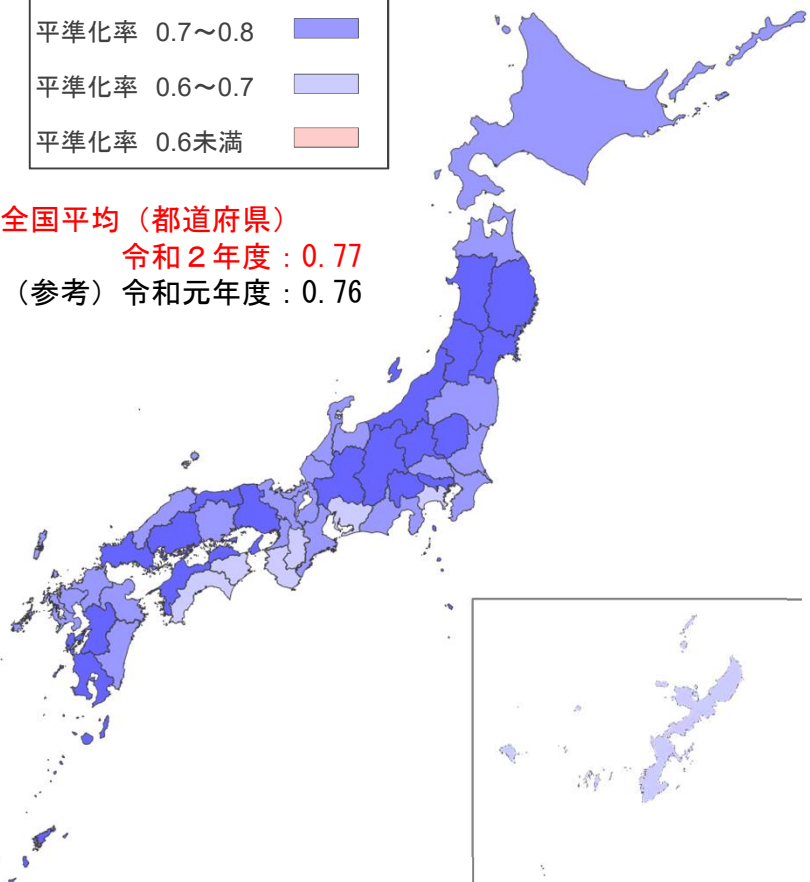
4-3. 施工時期の平準化 - 進捗状況

- 都道府県における平準化率の状況は、一定程度進捗が図られている。
- 他方で、市区町村における平準化率は依然として低く、更なる働きかけが必要。

都道府県の平準化率の状況



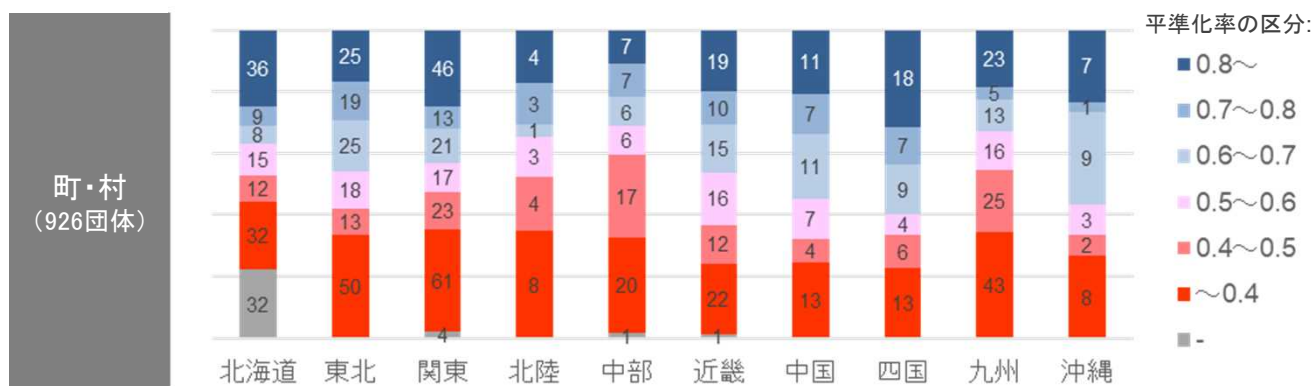
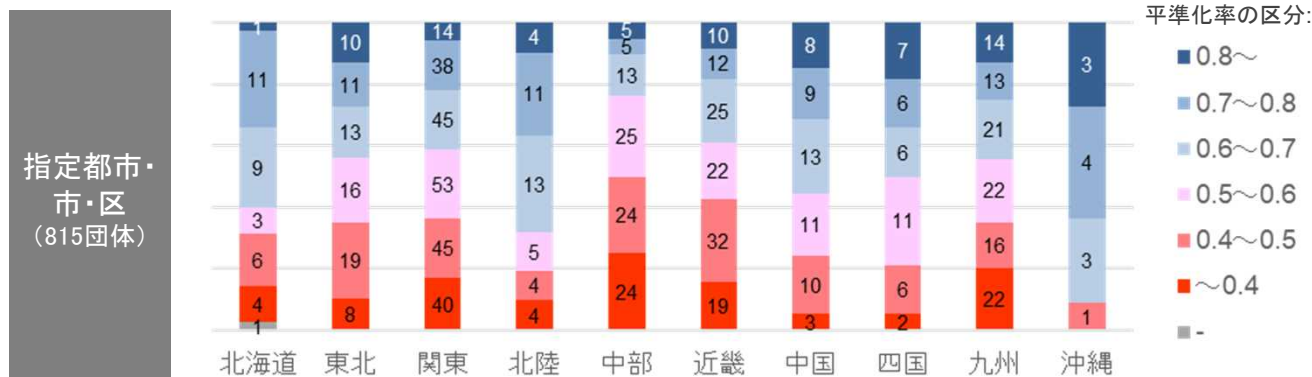
全国平均 (都道府県)
令和2年度: 0.77
(参考) 令和元年度: 0.76



指定都市・市区町村の平準化率の状況

※グラフ内の数字は地方公共団体数

地域別の平準化率の区分分布



地域別の平準化率の平均値(指定都市・市区町村)

全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県
0.57	0.64	0.56	0.57	0.58	0.51	0.56	0.62	0.64	0.54	0.64

※地域区分
 北海道: 北海道
 東北: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 関東: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
 北陸: 新潟県、石川県、富山県
 中部: 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 近畿: 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国: 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 沖縄: 沖縄県

※平準化率の定義: 4~6月期の月あたり工事平均稼働件数/年度全体の月あたり工事平均稼働件数
 ※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出
 (1件当たり500万円以上の工事を対象・令和2年度実績)

4-4. 「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」概要

担い手不足への懸念や生産性向上へのニーズ等の建設業の課題や、近年のICT技術の向上等の技術者制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、監理技術者等の配置のあり方や、担い手確保の観点からの技術検定制度の見直し等について具体化※に向けた検討を行う。

※前期検討会（H29.6）でとりまとめた施策の方向性を踏まえて具体化

委員

(土木分野)	小澤 一雅	東京大学院工学系研究科社会基盤専攻教授 [座長]	
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授	
	木下 誠也	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
(建築分野)	遠藤 和義	工学院大学建築学部建築学科教授	
	蟹沢 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科教授	
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授	
(法律分野)	大森 文彦	弁護士	
(経済分野)	大串 葉子	梶山女学園大学 現代マネジメント学部教授	(敬称略)

主な検討事項

- 監理技術者等の専任要件について
ICTの活用など代替手段の導入により、適正な施工を確保しつつ監理技術者等の専任要件の見直しが可能か検討。
- 営業所専任技術者の兼務について
ICTの活用など代替手段の導入により、主任技術者等との兼務を認める範囲を拡大することが可能か検討。
- 技術検定等の実務要件について
技術検定の受検要件として設定されている学歴に応じた一定の実務経験年数について短縮が可能か検討。

スケジュール

- 令和3年11月22日 第1回検討会
- 令和4年2月21日 第2回検討会
- 令和4年3月29日 第3回検討会
- 令和4年4月25日 第4回検討会
- 令和4年5月31日 見直し方針のとりまとめ

4-5. 「技術者制度の見直し方針」概要

○専任不要上限額の引き上げ

技術者の専任を求める請負金額について、建設工事費デフレーター、消費税率等を踏まえ、基準額を引き上げ。

- ・ 専任が必要な請負金額：現行3500万円（建築一式7000万円）以上→4000万円（建築一式8000万円）以上
- ・ 監理技術者の配置が必要な下請金額：現行4000万円（建築一式工事は6000万円）→4500万円（建築一式7000万円）以上

○監理技術者等が兼任可能な条件の方向性

一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。

<兼任可能な条件>

- ・ 工事請負金額がいずれも1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の2現場を兼務すること。
- ・ 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境が整備されていること。
- ・ 各現場が一日に巡回可能な範囲（現場間を2時間程度で移動できる距離）に存在すること。
- ・ 連絡要員（1年以上の実務経験を有する者）を配置すること 等

○営業所専任技術者と監理技術者等を兼任可能な条件の方向性

一定の条件のもと、1現場までに限り専任現場との兼任を可能に。

- ・ 営業所専任技術者としての役割（適正な請負契約の締結・営業所の他の工事の技術的サポート等）と、現場技術者としての役割（適正施工の確保）の両方を達成できるよう、専任現場の兼任と同様の条件のもと、「1営業所 + 1専任現場」の兼任を可能とする。

○技術検定の受検資格等に関する方針

学歴による差を見直し、実務経験の内容を評価することにより、必要年数の短縮を検討。

- ・ 技術検定の第1次検定については、一定年齢以上の全ての者に受検資格を認め、検定試験内容の充実を図るとともに、専門性の高い学校課程修了者とそれ以外の者との取り扱いを分ける。
- ・ 技術検定の第1次検定に合格した者を、建設技術者として最低限必要な知識を有するものとして同等に扱い、技術者として施工管理に関する実務をその内容に応じて一定期間経験した者に対して第2次検定の受検資格を認める。

4-6. 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会

担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、**将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備するために必要な施策の方向性について、検討を行う。**

委員

座長	楠 茂樹	上智大学法学部 教授
	榎並 有理子	日本IBM株式会社 執行役員 公共事業部長
	恵羅 さとみ	法政大学社会学部 准教授
	大森 有理	弁護士
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科 准教授
	原 昌登	成蹊大学法学部 教授
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科 教授 (敬称略)

第1回検討会の様子



主な検討事項

○建設資材価格の変動への対応

- ・ 資材価格変動に対応しやすい契約について
 - 契約・費用（コスト）の透明性、リスク負担のあり方 など

○建設技能者の処遇改善

- ・ 技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
 - 重層下請構造の適正化、労務の需給調整 など
 - ・ 賃金を下支えする仕組みについて
 - 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例※ など
- ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

スケジュール

令和4年度

8月3日 第1回 論点整理

9月5日 第2回 事業者ヒアリング①

9月8日 第3回 事業者ヒアリング②

...

年度内 とりまとめ (予定)